

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		23,108	1,629,789,503
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		551	13,842,922
債 務 控 除 額		11,920	158,331,146
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		3,252	10,726,298
課 税 価 格	実	23,174	1,496,027,577
相 続 税 額	算 出 税 額	22,936	190,432,926
	2 割 加 算 額	1,925	2,721,044
	計	22,936	193,153,971
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	968	642,820
	配 偶 者	3,881	48,644,548
	未 成 年 者	193	60,539
	障 害 者	494	629,177
	相 次 相 続	894	1,545,622
	外 国 税 額	1	3,514
	計	6,051	51,526,220
差 引 税 額	実	19,819	141,627,751
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		166	673,744
小 計		19,790	140,954,008
農 地 等 納 税 猶 予 額		427	5,355,178
株 式 等 納 税 猶 予 額		14	302,439
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	19,698
	還 付 税 額	実	75
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		7,838	641,750,000

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成18年分	22,063	1,491,347,198	209,901,928	60,514,973	18,655	142,906,815	52	87,832	7,299
平成19年分	21,989	1,523,084,476	219,712,133	62,575,857	18,706	151,492,045	50	180,337	7,326
平成20年分	22,309	1,470,381,846	190,888,201	55,582,785	18,904	129,473,214	68	168,981	7,514
平成21年分	21,865	1,471,704,595	205,565,070	57,060,141	18,653	141,314,045	60	160,528	7,348
平成22年分	23,174	1,496,027,577	193,153,971	51,526,220	19,698	135,523,170	75	226,780	7,838

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
岐阜北	733	43,890,879	620	3,385,883	258
岐阜南	632	38,821,340	518	2,577,032	213
大垣	478	31,131,967	389	2,552,659	170
高山	109	7,837,972	89	492,666	39
多治見	246	14,575,492	217	1,134,493	83
関	205	10,866,153	163	535,013	74
中津川	52	3,222,983	42	221,133	16
岐阜県計	2,455	150,346,786	2,038	10,898,878	853
静岡岡	895	58,616,507	789	5,305,758	287
清水	433	25,148,714	370	2,140,352	136
浜松西	737	43,824,554	633	3,888,002	247
浜松東	515	28,617,388	444	2,341,107	164
沼津	623	44,513,664	534	3,621,601	218
熱海	243	14,663,892	212	1,409,298	82
三島	340	22,151,937	284	2,092,271	121
島田	219	12,717,643	187	1,190,022	72
富士	554	37,512,600	469	2,926,780	183
磐田	316	16,864,965	271	1,018,765	105
掛川	163	9,398,244	133	625,000	61
藤枝	407	22,791,505	344	1,234,730	140
下田	80	5,210,642	69	499,876	29
静岡県計	5,525	342,032,255	4,739	28,293,560	1,845
千種	738	57,040,671	621	7,074,325	259
名古屋東	152	11,744,777	134	1,305,713	55
名古屋北	503	35,770,850	426	3,619,718	174
名古屋西	632	48,727,894	551	4,892,913	219
名古屋中村	279	20,264,727	247	1,954,457	96
名古屋中	206	14,573,796	180	2,226,073	69
昭和	1,335	116,373,006	1,132	17,047,019	465
熱田	784	49,504,589	677	5,228,675	267
中川	599	39,260,714	507	3,810,198	196
豊橋	1,270	73,637,721	1,109	5,631,551	400
岡崎	830	55,002,927	721	5,091,333	273
一宮	870	48,950,321	740	3,247,177	293
尾張瀬戸	283	21,306,947	246	2,685,444	95
半田	1,005	60,190,249	835	4,848,441	325
津島	602	34,955,639	518	2,451,457	200
刈谷	1,182	75,636,822	994	6,402,172	387
豊田	766	49,415,418	650	4,614,509	258
西尾	325	19,512,683	276	1,425,623	111
小牧	1,300	80,071,927	1,078	6,079,405	439
新城	65	3,830,929	56	213,276	28
愛知県計	13,726	915,772,607	11,698	89,849,478	4,609
津	207	16,059,075	174	1,548,381	83
四日市	369	22,303,189	308	1,478,280	134
伊勢	166	8,721,231	136	453,434	61
松阪	138	8,691,817	117	661,483	51
桑名	224	12,210,477	193	634,915	80
上野	115	7,735,911	94	1,162,071	36
鈴鹿	217	10,401,788	175	468,112	73
尾鷲	32	1,752,441	26	74,579	13
三重県計	1,468	87,875,929	1,223	6,481,254	531
総計	23,174	1,496,027,577	19,698	135,523,170	7,838

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 23,165	千円 1,492,860,699	人 19,652	千円 135,133,867	人 7,838
	修正申告による増差額	563	5,398,808	857	877,219	363
	更正による増差額	1 △	500	5	3,098	1
	更正等による減差額	177 △	2,231,430	303 △	491,014	136
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 23,174	1,496,027,577	実 19,698	135,523,170	実 7,838
過年分	申 告 額	559	23,951,665	479	1,480,909	243
	修正申告による増差額	3,184	36,038,719	4,538	9,134,753	1,746
	更正による増差額	11	117,848	20	58,476	9
	更正等による減差額	802 △	11,152,095	1,014 △	3,117,158	464
	決 定 額	8	459,102	8	100,937	5
	計	実 4,485	49,415,239	実 5,937	7,657,917	実 2,146
合 計	申 告 額	23,724	1,516,812,364	20,131	136,614,776	8,081
	修正申告による増差額	3,747	41,437,527	5,395	10,011,972	2,109
	更正による増差額	12	117,348	25	61,574	10
	更正等による減差額	979 △	13,383,525	1,317 △	3,608,172	600
	決 定 額	8	459,102	8	100,937	5
	計	実 27,659	1,545,442,816	実 25,635	143,181,087	実 9,984

調査対象等：「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	256	30,065	127	36,060	44	43,044
過 年 分	3,078	624,236	377	125,996	503	724,602
合 計	3,334	654,301	504	162,056	547	767,646

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

## 5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	1,738	147,142,820	2,833,920	974,752	1,903,419	4,151
1 億円超	3,910	544,050,035	5,500,131	3,747,079	22,077,927	12,887
2 "	1,192	287,438,045	1,906,118	1,768,408	23,812,026	4,251
3 "	674	251,371,004	1,930,330	1,894,012	32,243,311	2,458
5 "	188	110,186,483	654,878	1,026,889	18,373,626	733
7 "	80	64,155,176	261,677	620,507	13,044,225	300
10 "	49	63,738,834	470,899	384,277	16,595,059	179
20 "	3	7,084,975	22,727	18,276	1,429,009	13
30 "	3	11,433,114	-	43,104	2,733,851	10
50 "	1	6,260,213	-	132,057	2,921,414	3
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	7,838	1,492,860,699	13,580,680	10,609,361	135,133,867	24,985

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	47	262	595	637	197	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	9	206	755	1,370	1,042	379	89	35	14	6	2	3
2 "	2	46	179	414	326	150	32	20	10	3	3	7
3 "	2	16	99	223	212	74	27	12	4	-	-	5
5 "	-	2	21	54	65	35	6	2	1	-	-	2
7 "	-	3	11	23	25	11	3	2	1	-	-	1
10 "	-	-	3	20	18	7	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	60	535	1,663	2,744	1,888	657	158	71	30	9	5	18

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
		人	千円
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	2,714	75,954,814
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	3,479	104,587,431
	宅地（借地権を含む。）	7,362	549,135,571
	山林	1,868	10,274,290
	その他の土地	2,894	92,690,946
	計	<b>7,493</b>	<b>832,643,052</b>
家屋、構築物		7,120	100,982,698
事業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1,306	2,487,523
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	198	569,312
	売掛金	307	821,128
	その他の財産	630	2,933,583
	計	<b>1,693</b>	<b>6,811,546</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,321	42,718,307
	同上以外の株式及び出資	5,502	72,036,154
	公債及び社債	1,932	32,870,655
	投資・貸付信託受益証券	2,380	40,008,197
	計	<b>6,398</b>	<b>187,633,312</b>
現金、預貯金等		7,779	346,786,224
家庭用財産		5,408	2,325,580
その他の財産	生命保険金等	1,734	48,137,577
	退職金及び功労金等	458	19,503,920
	立木	558	770,130
	その他	6,786	81,530,553
	計	<b>6,988</b>	<b>149,942,180</b>
合計		<b>7,800</b>	<b>1,627,124,592</b>
相続時精算課税適用財産価額		411	13,580,680
債務		7,004	140,613,099
葬式費用		7,642	17,840,835
計		<b>7,748</b>	<b>158,453,934</b>
差引純資産価額		7,808	1,482,251,338
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		1,794	10,609,361
課税価格		7,838	1,492,860,699

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。